

「一つの工事」ごとに申請することが要件となっています。

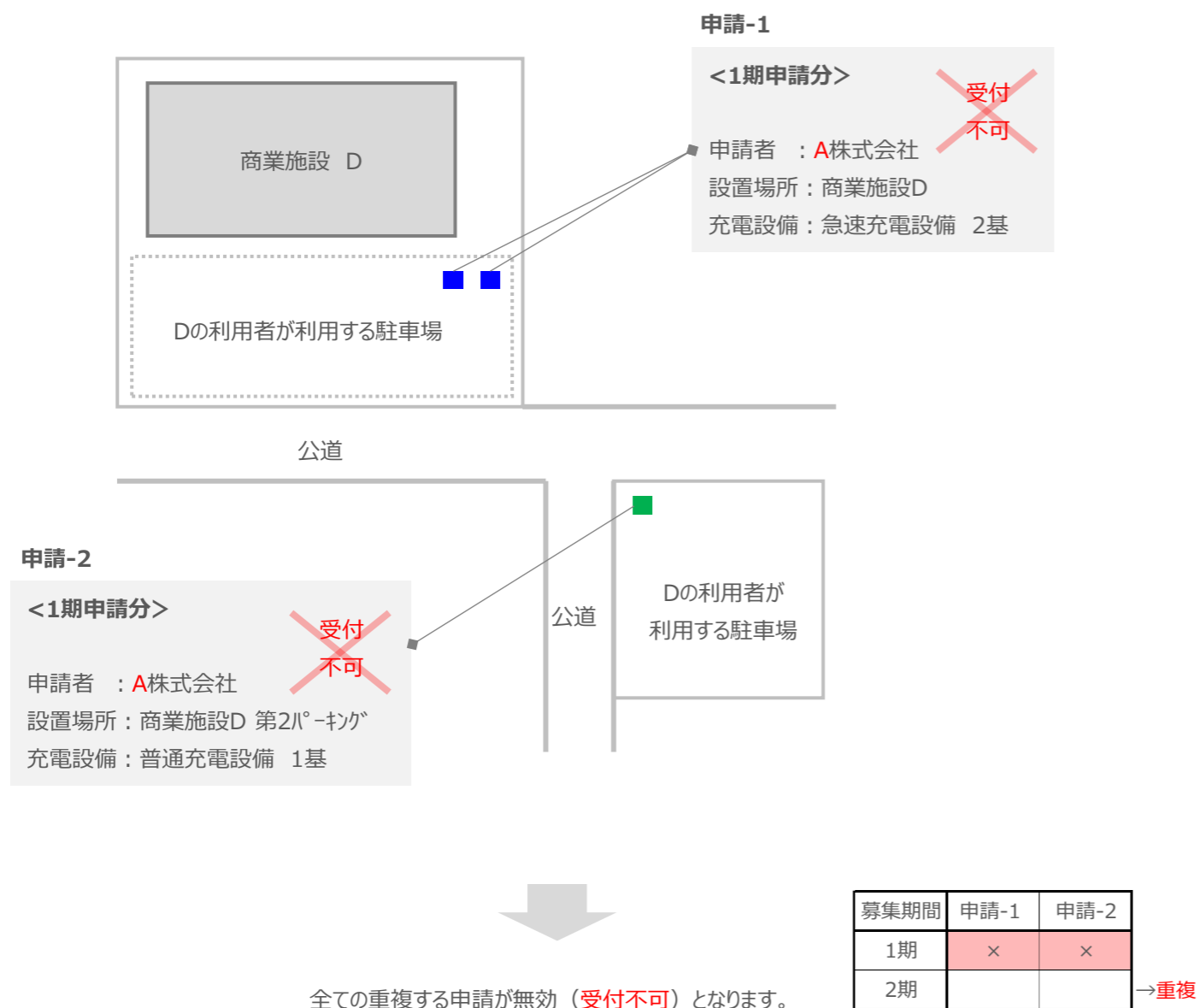
「一つの工事」とは同一施設に属する駐車場に充電設備を設置する工事をいいます。

また、同一の施設に属する駐車場に複数の申請が行われていることを複数申請といいます。

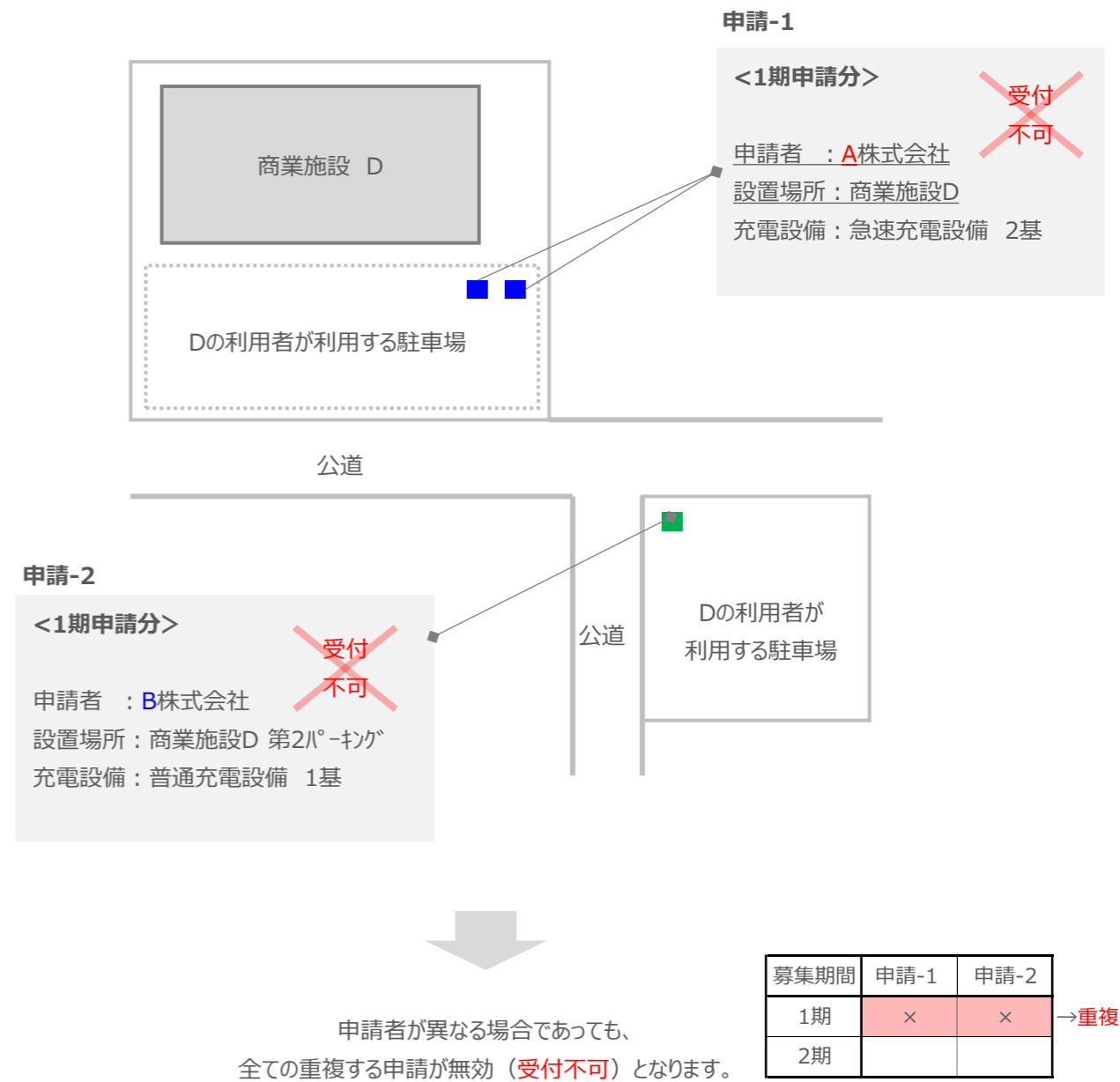
複数申請において、重複申請となる場合は申請が無効（受付不可）となります。どのようなケースが重複申請となるか、事例を示します。

【同一の施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合】

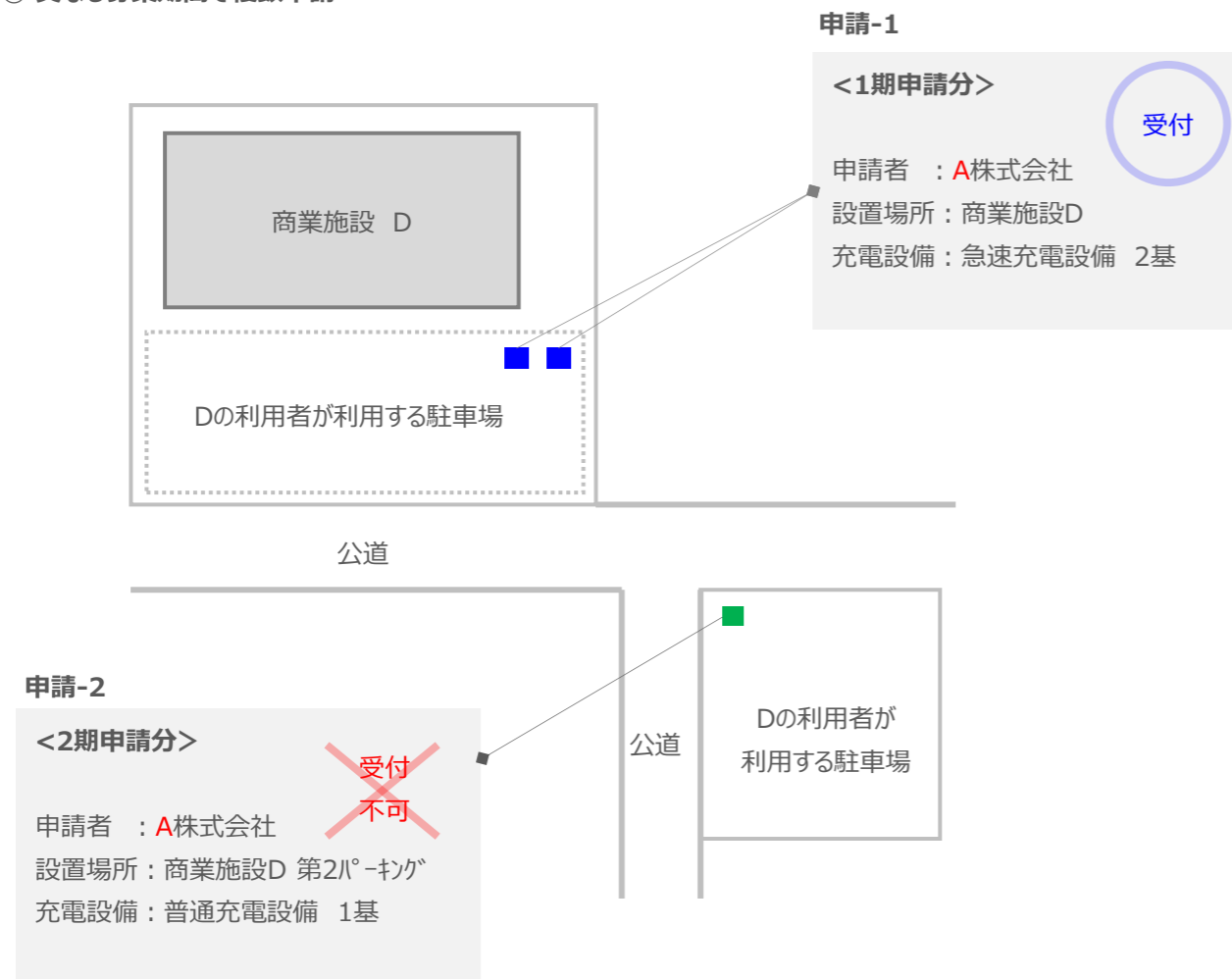
① 同じ募集期間で複数申請



② 異なる申請者で同じ募集期間に複数申請



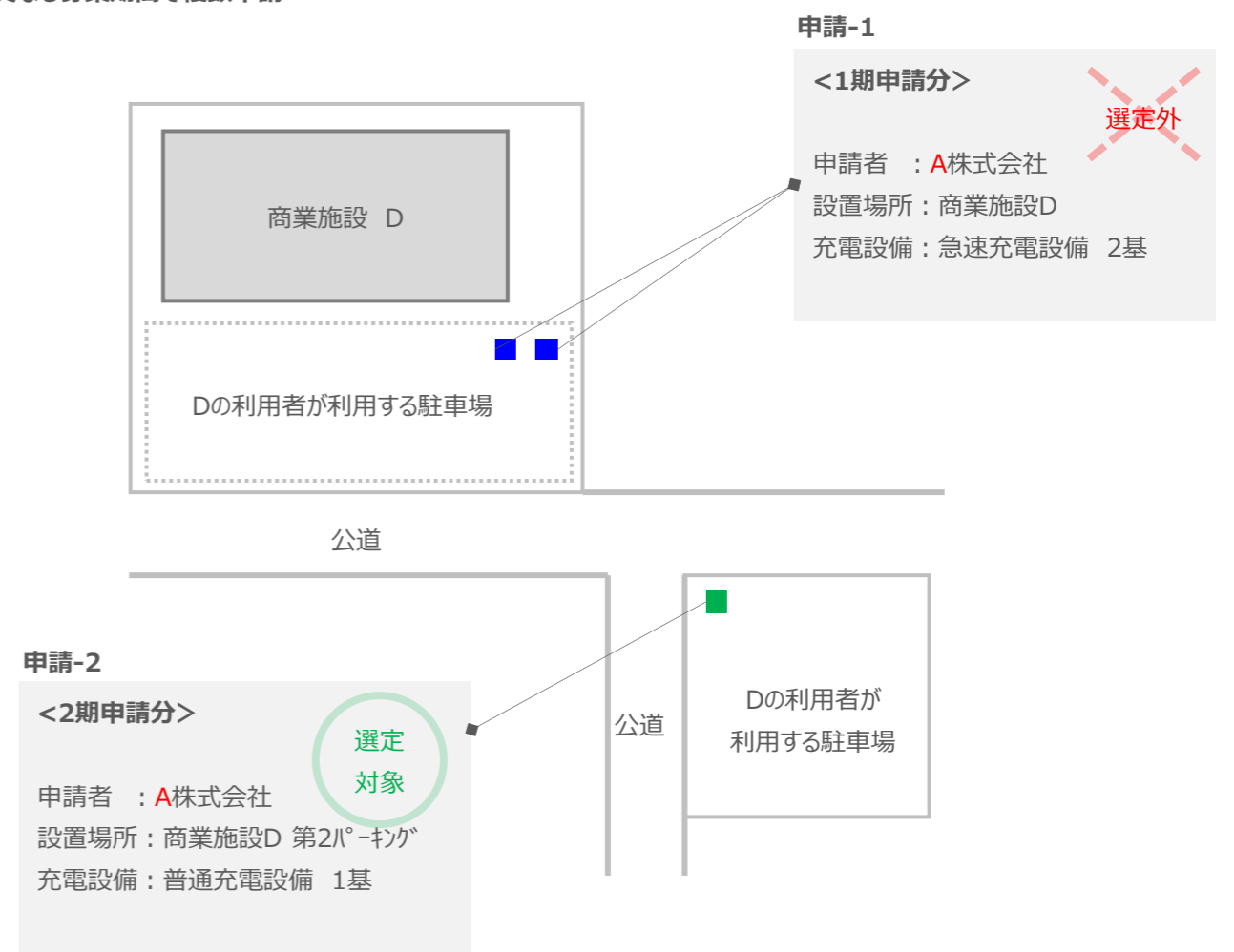
③ 異なる募集期間で複数申請



既に終了した申請期間において申請の受付または交付の決定を受けている交付申請と同一の設置場所への重複申請の場合は、選定の対象とすることなく**受付不可**となります。

募集期間	申請-1	申請-2
1期	受付	
2期		受付不可 → 重複

④ 異なる募集期間で複数申請



既に終了した申請期間において申請が選定外のため、同一の設置場所への重複申請に該当しません。

募集期間	申請-1	申請-2
1期	選定外	
2期		選定対象 → 重複に該当しない